

京都府相楽郡木津町鹿背山郷蔵の俵上札

田 中 淳 一 郎

ここに紹介するのは、江戸時代において、年貢米を村の郷蔵に納めるときに、年貢米の俵に結わえ付けられていた竹簡である。

竹簡が見つかったのは、京都府相楽郡木津町鹿背山にある郷蔵の中からである。鹿背山の郷蔵は、棟札により、一八一〇年（文化七）に建てられたことがわかっている。この郷蔵は、年貢米の保管という本来の機能が不要になった近代においても、鹿背山区の倉庫として維持管理されてきたが、老朽化等によって一九九一年七月に解体された。解体の過程で、戸袋の中から五点の竹の札がでてきた。それが、今回紹介する俵上札である。

これらの札の釈文と法量および写真を掲げておく。

- (1) 「申年御年貢米五斗入 小堀中務御代官所城州 〓
〓 相楽郡鹿背山村米主作左衛門」 375×17×3 011
- (2) 「当御年貢米五斗入小堀中務御代官所 城州相楽郡 〓
〓 鹿背山村米主作左衛門」 384×17×2 011

- (3) 「当御年貢米五斗入小堀中務御代官所 城州相楽郡 〓

〓 鹿背山村米主作左衛門」 401×14×2 011

- (4) 「当亥御年貢米五斗入城州相楽郡 鹿背山村米主 〓

〓 善兵衛」 374×14×4 011

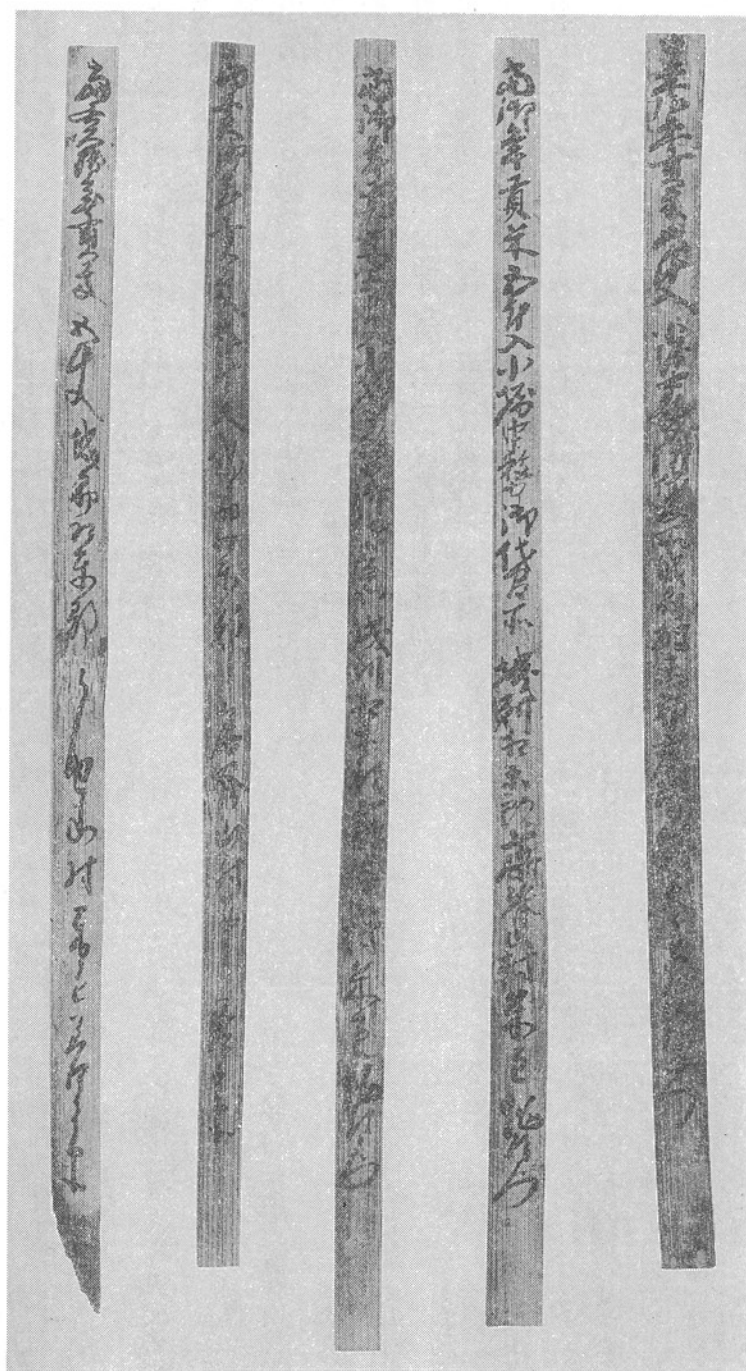
- (5) 「当亥御年貢米五斗入城州相楽郡 かせ山村米主 〓

〓 善兵衛」 (390)×16×2 019

材質は真竹で、細く割ったものをさらに二つに剥いで用材としている。裏面には墨書はない。

作成年代は、一八一〇年に築造された郷蔵から見つかったこと、鹿背山村の幕府領を支配している京都代官が小堀中務正徳であることから、一八一〇年から一八二二年（文政五）のあいだのものとして推測される。とくに、(1)は一八二二年の申年にあてられる。

このような竹の札については、これまでに実物の紹介例がなく、その呼称についても存知していなかった。文献としては、一七九四



(5)

(4)

(3)

(2)

(1)

年(寛政六)に著された『地方凡例録』(近藤出版社、一九六九年)所収の「五人組帳前書」には、

一御年貢の儀、(中略)縄俵念入れ、二重菰小口絨等一領同様に仕立、升目欠減無之様念入れ計り立、中札に国郡・村名・年号月日・米主・庄屋・升取名印仕、改め役人姓名印形致し、外札は竹にても木にても表の方に何の年御年貢米、何国何郡何村何の某納め、裏の方に貫目相記し、荏大豆も同然たるべし、

とある。また、穂積陳重編『五人組法規集』(有斐閣、一九二二年)によると、古くは一六六五年(寛文五)の五人組帳に、俵の内と上(外)に木札を付けるよう命じた項目があり、一七世紀末元禄期以降の五人組帳には、ほぼ『地方凡例録』と同文の記載がある。年貢俵には、内と外に札を付けることが義務づけられていたようである。

『松原市史』第四卷(一九七四年)には、一七四〇年(元文五)に出された「年貢米藏納仕法」が収載されている。そのなかに

一俵上札は、申御年貢米疋田庄九郎御代官所何国何郡何村米主誰と認、俵之結縄ニゆひ付差込、随分札不落様ニ可仕候

とある。この文書は、幕府領の代官疋田庄九郎泰永が、その支配下の村々に対して年貢を郷藏に納めるとき仕法を指示したものである。ここに「俵上札」として、俵に結わえ付けることを命じられているものが、鹿背山の郷藏で見つかった竹簡と同じ様式である。鹿背山の幕府領は、京都代官小堀氏の支配であるから、代官名を疋田

から小堀に替えれば、この文書で指示されているとおりのことが、これらの竹簡には記載されていることになる。したがって、本竹簡は、「俵上札」と呼ばれるべきものと考ええる。

これらのことから、江戸時代の幕府領村々の年貢俵には、すべてこの俵上札が結わえ付けられていたことが知られる。俵は、五斗俵であることもわかる。幕府領は約四〇〇万石であるから、年貢を半分の二〇〇万石としても、毎年四〇〇万本もの俵上札が作られていたことになる。おそらく、この札は、俵が年貢として京都の二条御藏等に運び出されるときには、取り外して処分されたのだろう。こうして郷藏のなかに今日まで残されていたことは、全くの偶然と言えない。

このように、江戸時代においても、竹簡がまさに貢納物の付札として使用されていたことが確認できた。竹簡の一利用形態の事例として紹介した。なお、本資料は、木津町鹿背山区の所藏で、京都府立山城郷土資料館に寄託されている。

本稿作成にあたり、福島雅蔵氏には、貴重なご教示をいただいた。記して謝意にかえたい。また、本稿の内容は、拙稿「木津町鹿背山区郷藏から見つかった資料」『山城郷土資料館報』一一、一九九三年)として紹介したことがある。